

## 川崎市告示第342号

### 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として指定しますので、同条第3項の規定に基づき告示します。

令和8年6月2日

川崎市長 福田紀彦

- 1 形質変更時要届出区域の所在地  
川崎市川崎区扇島7番2の一部(別図のとおり)
- 2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類  
シアン化合物、セレン及びその化合物、ふっ素及びその化合物
- 3 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物
- 4 土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第58条第5項第10号から第13号までの該当の有無  
土壤汚染対策法施行規則第58条第5項第12号に該当する